

## 徳島市一般廃棄物処理業等に係る行政処分に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びに徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則（昭和47年徳島市規則第27号。以下「規則」という。）の規定に基づき、徳島市が行う行政処分に関し必要な事項を定めることにより、行政処分を公平かつ適正に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 許可業者 次に掲げる者をいう。

ア 法第7条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者

イ 法第7条第6項の規定に基づき、一般廃棄物の処分業の許可を受けた者

ウ 浄化槽法第35条の規定に基づき、浄化槽清掃業の許可を受けた者

(2) 違反行為 法及び浄化槽法並びに規則の規定に違反する行為をいう。

(3) 行政処分 次のいずれかの処分をいう。

ア 法第7条の3又は浄化槽法第41条第2項の規定に基づく事業の全部又は一部の停止の命令

イ 法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定に基づく許可の取消し

ウ 法第19条の3の規定に基づく改善命令

エ 法第19条の4の規定に基づく措置命令

(行政処分の原則)

第3条 市長は、違反行為を行った許可業者に対して行政指導を行うだけでは法及び浄化槽法の目的を達成することが困難と認める場合に、行政処分を行うものとする。

2 行政処分を行うにあたっては、営業の自由を十分に尊重し、合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為の程度に比例したものとしなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可取消しの基準)

第4条 法第7条第5項第4号に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」と総称する。）の欠格事由に該当するに至った場合は、法第7条の4第1項第1号から第4号までの規定に基づき、一般廃棄物処理業の許可を取り消さなければならない。

2 法第7条の4第1項第5号又は第6号若しくは同条第2項に基づく一般廃棄物処理業の許可の取消しは、別表第1に定めるときであって、その違反内容について情状が特に重いと認められる場合とする。

(浄化槽清掃業の許可取消しの基準)

第5条 浄化槽法第41条第2項に基づく浄化槽清掃業の許可の取消しは、別表第2に定める場合であって、その違反内容について情状が特に重いと認められる場合とする。

(一般廃棄物処理業の事業停止命令の基準)

第6条 法第7条の3第1号に基づく一般廃棄物処理業の事業の停止は、別表第3の左欄に掲げるときに、同表の右欄に掲げる日数の期間を定めて命ずるものとする。

- 2 法第7条の3第2号に基づく一般廃棄物処理業の事業の停止は、事業の用に供する施設又は申請者の能力が法第7条第5項第3号に定める基準に適合しなくなったときに、その施設又は能力の改善に要する日数の期間を定めて命ずるものとする。
- 3 法第7条の3第3号に基づく一般廃棄物処理業の事業の停止は、法第7条第11項に定める許可に付した条件に違反したときとし、30日の期間を定めて命ずるものとする。
- 4 前3項の規定に基づく事業停止命令は、当該違反を行った許可業者に係る一般廃棄物処理業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成できると認められるときは、この限りでない。

(浄化槽清掃業の事業停止命令の基準)

第7条 市長は、浄化槽清掃業の許可業者が、浄化槽法第37条の規定による変更の届出にあたって届出をせず又は虚偽の届出を行ったときに、60日の期間を定めて、事業の停止を命ずるものとする。

- 2 前項の規定に基づく事業停止命令は、当該違反を行った許可業者に係る浄化槽清掃業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより浄化槽法の目的を達成できると認められるときは、この限りでない。

(事業停止命令期間の合算)

第8条 許可業者が、事業の停止に該当する違反行為を複数行った場合は、それぞれの違反行為による停止日数を合算することができる。

- 2 前項の規定による事業の停止日数の合算の上限は、90日を超えない範囲とする。ただし、第6条第2項の規定に基づく事業の停止を発令する場合にあっては、改善に要する日数を勘案してその都度合算の上限を定めるものと

する。

(処分の加重)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条又は第7条の規定による事業停止命令に加重して処分することができる。

(1) 過去に事業の停止処分を受けた許可業者が、当該処分の終了した日から5年以内に再び事業の停止に該当する違反行為を行った場合

(2) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じると認められる場合

(3) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる場合

2 前項の規定による事業の停止日数の加重の上限は、加重前の停止日数の2分の1を超えない範囲とする。

(処分の軽減)

第10条 市長は、行政処分の決定にあたり、次の各号に該当するときは、第4条から第9条（第4条第1項の規定に該当する場合を除く。）の各条の規定にかかわらず、処分を軽減することができる。

(1) 違反行為について自主的に改善する等、情状酌量の余地があると認められるとき。

(2) その他軽減するに足りる理由が認められるとき。

2 前項の規定による処分の軽減は、次の各号に掲げる行政処分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 許可の取消しの場合は、これに代えて60日の事業の停止を命ずることができる。

(2) 事業の停止の場合は、停止日数の2分の1を減ずることができる。

(行政処分の公表)

第11条 市長は、行政処分を行った場合は、次の各号に掲げる事項を公表す

るものとする。

- (1) 行政処分の対象者の氏名（法人にあっては、その名称）及び主たる事務所の所在地
- (2) 行政処分を行った年月日
- (3) 行政処分の内容
- (4) 行政処分の根拠法令
- (5) 行政処分の原因となった事実
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、徳島市のホームページに掲載することにより行うものとする。

（履行の確認）

第12条 市長は、行政処分を行った場合は、法又は浄化槽法の規定に基づき関係事業所等に対して立入検査を行い、行政処分に対する履行状況を確認するものとする。

（運用）

第13条 この基準の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

一般廃棄物処理業の許可取消し理由

	処 分 理 由
1	法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定に違反し，無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行ったとき
2	法第 7 条第 1 4 項の規定に違反し，一般廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託したとき
3	法第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反し，無許可で事業の範囲を変更したとき
4	法第 7 条の 3 に基づく事業停止命令に違反する行為を行ったとき
5	法第 7 条の 4 第 1 項第 6 号の規定に違反し，不正の手段により一般廃棄物収集処理業の許可（許可の更新を含む）又は変更の許可を受けたとき
6	法第 7 条の 5 の規定に違反し，自己の名義をもって，他人に一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせたとき
7	法第 1 6 条の規定に違反し，廃棄物を投棄したとき
8	法第 1 6 条の 2 の規定に違反し，廃棄物の焼却を行ったとき
9	法第 1 9 条の 3 に基づく改善命令に違反する行為を行ったとき
1 0	法第 1 9 条の 4 第 1 項に基づく措置命令に違反する行為を行ったとき
1 1	上記以外で，法又は法に基づく処分に違反したとき

別表第2（第5条関係）

浄化槽清掃業の許可取消し理由

	処 分 理 由
1	浄化槽法第12条第2項の規定に基づく改善命令に違反する行為を行ったとき
2	浄化槽法第35条第1項の許可を受けず、浄化槽の清掃を業として行ったとき
3	浄化槽法第41条第2項第2号の規定に違反し、不正の手段により浄化槽法清掃業の許可を受けたとき
4	浄化槽法第36条第1項に規定する許可基準に適合しなくなったときで、改善を図ることができないと認められるとき

別表第3（第6条関係）

一般廃棄物処理業の事業の停止理由と日数

	処 分 理 由	日 数
1	法第7条第1項又は第6項の規定に違反し，無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行ったとき	60日
2	法第7条第13項に規定する一般廃棄物処理基準に違反する一般廃棄物の収集運搬又は処分を行ったとき	10日
3	法第7条第14項の規定に違反し，一般廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託したとき	60日
4	法第7条第15項の規定に違反し，帳簿を備えず，環境省令で定める指定事項を記載せず又は虚偽の記載をしたとき	10日
5	法第7条第16項の規定に違反し，帳簿を保管しなかったとき	10日
6	法第7条の2第1項の規定に違反し，無許可で事業の範囲を変更したとき	60日
7	法第7条の2第3項に規定する事業の廃止又は住所その他環境省令で定める事項の変更について，届出をせず又は虚偽の届出をしたとき	60日
8	法第7条の5の規定に違反し，自己の名義をもって，他人に一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせたとき	60日
9	法第16条の規定に違反し，廃棄物を投棄したとき	30日
10	法第16条の2の規定に違反し，廃棄物の焼却を行ったとき	30日
11	法第18条の規定に基づく報告を拒否し又は虚偽の報告をしたとき	60日



1 2	法第 1 9 条第 1 項の規定に基づく検査を拒否し，妨害し又は忌避したとき	6 0 日
1 3	法第 1 9 条の 3 に基づく改善命令に違反する行為を行ったとき	6 0 日
1 4	法第 1 9 条の 4 第 1 項に基づく措置命令に違反する行為を行ったとき	6 0 日
1 5	上記以外で法又は法に基づく処分に違反したとき	1 0 ～ 6 0 日